

起債に
つ
いて

左記の通り起債するものとする。

記

一 起債金額 一 金四拾萬圓也

一 起債目的 診察所増築並に増築

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入利率 年八厘以内

一 借入時期 昭和三十年三月十一日度但し二車又は財政の都合により起債の全部又は

一部を昭和三十年三月十一日度以前に繰上り借入し得ることかできる

一 償還方法 昭和三十年三月十一日度より五年以内一括置き兩府拾五年以内毎二回

元利均等に償還しより償還するものとす

但し財政の都合により繰上償還し又は償還年限を短縮し若

しくは低利債に借換えることかできる

一 償還財源 稅收その他一般支入

昭和三十年三月十一日提出

三朝町長

坂本 雅

三朝町議會議長

天野 廉

原案可決

